2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第八十七条　法第百十八条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第百十七条第一項の認定を受けた荷主（以下この条、次条第二項及び第八十九条において「認定荷主」という。）は、様式第三十六による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

［新設］

2　前項の申請書及びその写しの提出は、法第百十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（法第百十八条第一項の規定による変更の認定又は同上第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定荷主連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百十八条第四項において準用する法第百十七条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定荷主に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第四項において準用する同法第百十七条第四項の規定に基づき認定する。」

4　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十七による通知書を認定荷主に交付するものとする。

（軽微な変更）

第八十八条　法第百十八条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［新設］

一　法第百十七条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、荷主連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

2　法第百十八条第二項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

（認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第八十九条　経済産業大臣は、法第百十八条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

［新設］

（定期の報告）

第九十条　法第百二十条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。

［新設］